

1. 委員会について

中城湾港泡瀬地区の公有水面埋立事業については、環境影響評価書の県知事意見に基づき環境監視調査に係る環境監視委員会と環境保全措置に係る環境保全創造検討委員会を設置し、専門家当の指導・助言を得て事業を進めているところである。

そのうち、環境監視委員会においては、中城湾港泡瀬地区の公有水面埋立事業の工事実施に伴う埋立地周辺の環境影響（大気質、騒音、振動、水質、陸生生物（鳥類）、海生生物（海藻草類、クビレミドロ、サンゴ、トカゲハゼ）、比屋根湿地の汽水生物等）について評価を行うとともに、異常な事態が予測される場合もしくは発生した場合には、原因を究明し、所要の措置・対策について検討を行い、事業実施者に対する指導・助言を行うことを目的としている。

また、環境保全・創造検討委員会においては、埋立事業に伴う環境保全措置について検討を行い、事業者に対して技術的な指導・助言を行うことを目的としている。また、検討項目に応じた専門部会を本委員会の下に位置づけ（図-1参照）、技術的提案や総合評価、予測等について検討を行い、本委員会に報告することとしている。

各委員会及び専門部会の委員の構成を第2章に示す。また、環境監視委員会と環境保全・創造検討委員会の関係の模式図を図-2に示す。

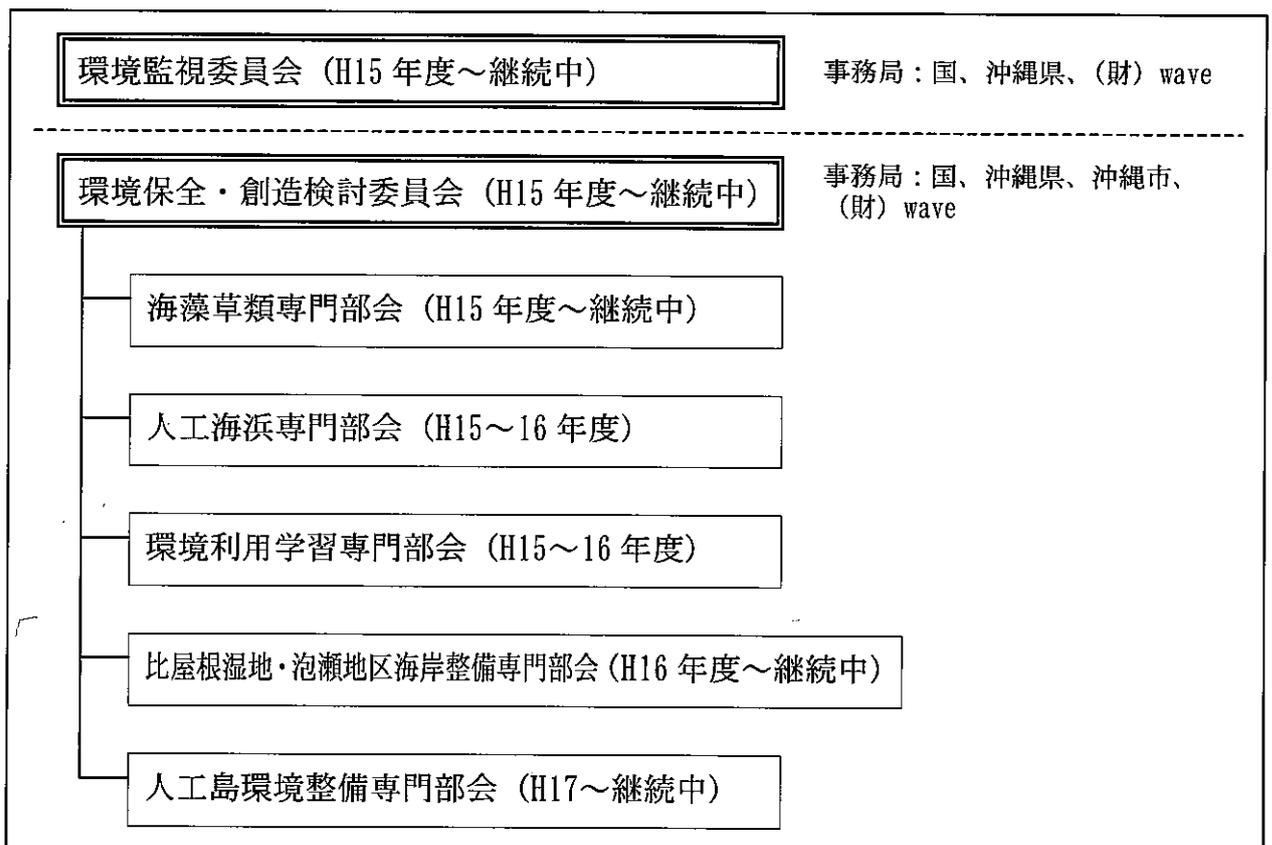


図-1 委員会と専門部会の位置づけ

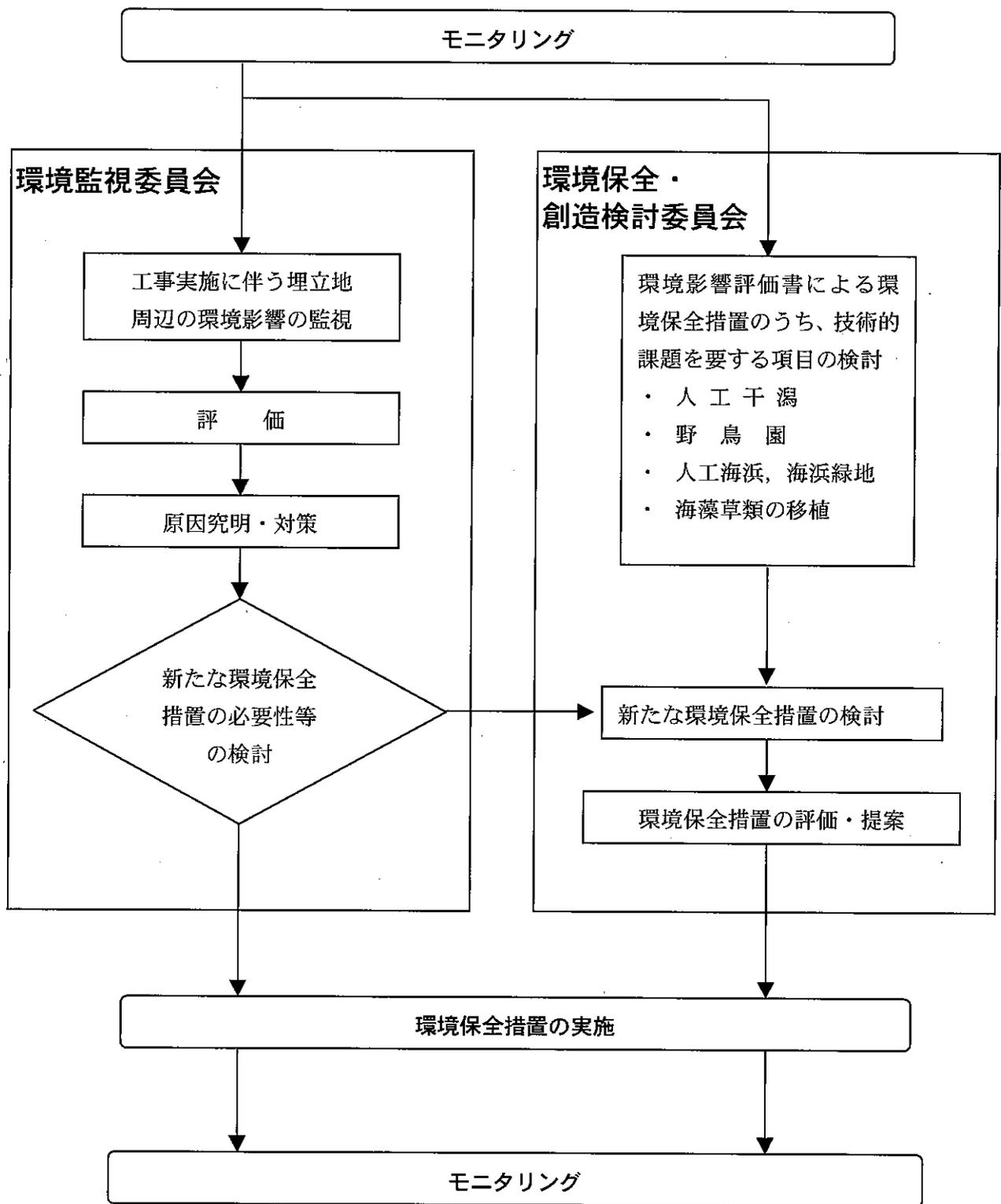


図-2 環境監視委員会と環境保全・創造検討委員会の関係

中城湾港泡瀬地区環境監視委員会

設置要綱

(名 称)

第1条 本委員会は、「中城湾港泡瀬地区環境監視委員会」(以下、「委員会」という)と称する。

(目 的)

第2条 委員会は、中城湾港泡瀬地区の公有水面埋立事業の工事实施に伴う埋立地周辺の環境影響(大気質、騒音、振動、水質、陸生生物(鳥類)、海生生物(海藻草類、クビレミドロ、サンゴ、トカゲハゼ)、比屋根湿地の汽水生物等)について評価を行うとともに、異常な事態が予想される場合もしくは発生した際には、原因を究明し、所要の措置・対策について検討を行い、事業実施者に対する指導・助言を行うことを目的とする。

(組 織)

第3条 委員会は、各分野を専門とする学識経験者や有識者および地元住民で構成する。

2 委員会の委員は、財団法人港湾空間高度化環境研究センター理事長が委嘱する。

3 委員会の委員は、必要に応じて追加できるものとする。

4 委員会には、委員長を置く。

5 委員長は委員の互選により選任する。

(委員長)

第4条 委員長は、委員会の代表として会務を総理し、会議の議長となる。

2 委員長がやむを得ずその職務を遂行できないときは、委員長が指名する委員が職務を代行する。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、「内閣府沖縄総合事務局開発建設部」、「沖縄県土木建築部」並びに「財団法人港湾空間高度化環境研究センター」とする。

2 事務局は、委員会を招集する。

(開 催)

第6条 委員会は、原則として沖縄県内で年1回以上開催する。ただし、異常な事態が予想される場合もしくは発生した場合等には、臨時開催する。

(会議の公開)

第7条 委員会の資料、議事概要、会議は公開とする。

(雑 則)

第8条 この要綱に定めるものの他、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(付 則)

本要綱は、平成15年6月30日から施行する。

中城湾港泡瀬地区環境保全・創造検討委員会

設置要綱

平成15年 6月30日制定

平成16年 4月27日改訂

平成17年 3月17日改訂

(名 称)

第1条 本委員会は、「中城湾港泡瀬地区環境保全・創造検討委員会」（以下、「委員会」という）と称する。

(目 的)

第2条 委員会は、中城湾港泡瀬地区の公有水面埋立事業に伴う環境保全措置（藻場・クビレミドロの移植等、人工干潟、野鳥園、人工海浜・緑地、景観・人と自然とのふれあいの場、等）について検討を行い、幅広い視点から審議し、事業実施者に対する専門的な指導・助言を行うことを目的とする。

(組 織)

第3条 委員会は、各分野を専門とする学識経験者や有識者で構成する。

2 委員会の委員は、財団法人港湾空間高度化環境研究センター理事長が委嘱する。

3 委員会の委員は、必要に応じて追加できるものとする。

4 委員会には、委員長を置く。

5 委員長は委員の互選により選任する。

6 委員会の下には、より専門的な課題について詳細に検討を行うための以下の専門部会を設ける。

① 海藻草類専門部会

② 人工島環境整備専門部会

③ 比屋根湿地・泡瀬地区海岸整備専門部会

7 専門部会は、必要に応じて新たに追加できる。

(委員長)

第4条 委員長は、委員会の代表として会務を総理し、会議の議長となる。

2 委員長がやむを得ずその職務を遂行できないときは、委員長が指名する委員が職務を代行する。

(専門部会および座長)

第5条 専門部会は、各分野を専門とする学識経験者や有識者で構成する。

- 2 専門部会の委員は、財団法人港湾空間高度化環境研究センター理事長が委嘱する。
- 3 専門部会の委員は、必要に応じて追加できるものとする。
- 4 専門部会には、座長を置く。
- 5 座長は専門部会委員の互選により選任する。
- 6 専門部会は、検討事項の審議結果を委員会に報告する。
- 7 専門部会の座長は、会議の議長となる。
- 8 専門部会の座長がやむを得ずその職務を遂行できないときは、座長が指名する専門部会委員が職務を代行する。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、「内閣府沖縄総合事務局開発建設部」、「沖縄県土木建築部」、「沖縄市東部海浜開発局」、並びに「財団法人港湾空間高度化環境研究センター」とする。

- 2 事務局は、委員会および専門部会を招集する。

(開催)

第7条 委員会は、各専門部会における審議状況を踏まえ、原則として沖縄県内で年2回以上開催するものとする。

- 2 専門部会は、必要に応じて開催するものとする。

(会議の公開)

第8条 委員会の資料、議事概要、会議は公開とする。

- 2 専門部会の資料、議事概要は公開とする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるものの他、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。また、専門部会の運営について必要な事項は、専門部会座長が専門部会に諮って定める。

(付則)

本要綱は、平成15年6月30日から施行する。